

岸和田市建設工事等成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、岸和田市における工事等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項に規定する工事若しくは製造その他についての請負契約又は買入れその他の契約をいう。以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）を行うについて必要な事項を定め、厳正かつ適正な評定の実施を図り、もって請負業者の指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、地方自治法第234条の2第1項の規定により検査を実施した工事等について行う

(評定者)

第3条 工事等の検査結果の評定者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 工事の完成までの過程については、工事担当員、工事担当長及び契約担当員

(2) 工事完成の場合は、岸和田市建設工事検査規程（平成元年庁達第12号）第3条に規定する検査員

2 評定者は、別紙の評価基準により評定するものとする。

(評定結果の通知)

第4条 評定結果は、請負業者から求められたときに限り、通知するものとする。

(内容説明等)

第5条 前条の規定により通知を受けた請負業者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、評定の内容について説明を求めることができる。

2 前項による説明を求められたとき、第3条の評定者は、当該請負業者に説明するものとする。

附則

この要領は、平成14年7月4日から施行する。

附則

この改正要領は、平成15年4月1日から施行する。